

第1章 計画の基本的事項



1-1 緑の基本計画とは

都市において良好な生活環境を形成するためには、樹林地や草地などの緑の保全、公園の整備、民間施設や公共施設の緑化等により、緑の保全・創出を計画的に進めていくことが必要です。

緑の基本計画は、地域の特性に合わせて、市民、事業者、行政が協力して緑の保全・創出に関する施策や取組を総合的に展開していくために、市町村が策定する計画です。

1-2 計画改定の背景と目的

(1) 計画改定の背景

本市は、雄大な富士山の南麓に位置し、自然の恩恵を受け今日まで発展してきました。長い年月をかけて富士山が育んできたこの自然は、経済及び産業の発展の過程の中で、開発の波にさらされてきましたが、「先人から引き継がれた財産」として、市民の英知と弛まぬ努力によって、大切に守られてきました。

一方、公園や道路植栽、住宅や事業所等で育む市街地の緑は、快適な都市環境の創出やレクリエーションの場の提供、美しい景観の形成により、市民生活にやすらぎや潤いを与えてくれるとともに、地震等の災害時の避難地・復旧拠点としての機能を担うなど、重要な役割を果たしています。

本市においては、市民の生活を支える様々な緑の機能を踏まえて「富士市緑の基本計画」を策定し、市内の貴重な緑を守り育ててきましたが、地球温暖化現象、少子高齢化、産業構造の変化、富士山世界文化遺産登録、東日本大震災の発生による防災意識の高まりなどの社会・経済状況の変化により、緑のもつ環境・レクリエーション・防災・景観機能がますます重要になってきています。

(2) 計画改定の目的

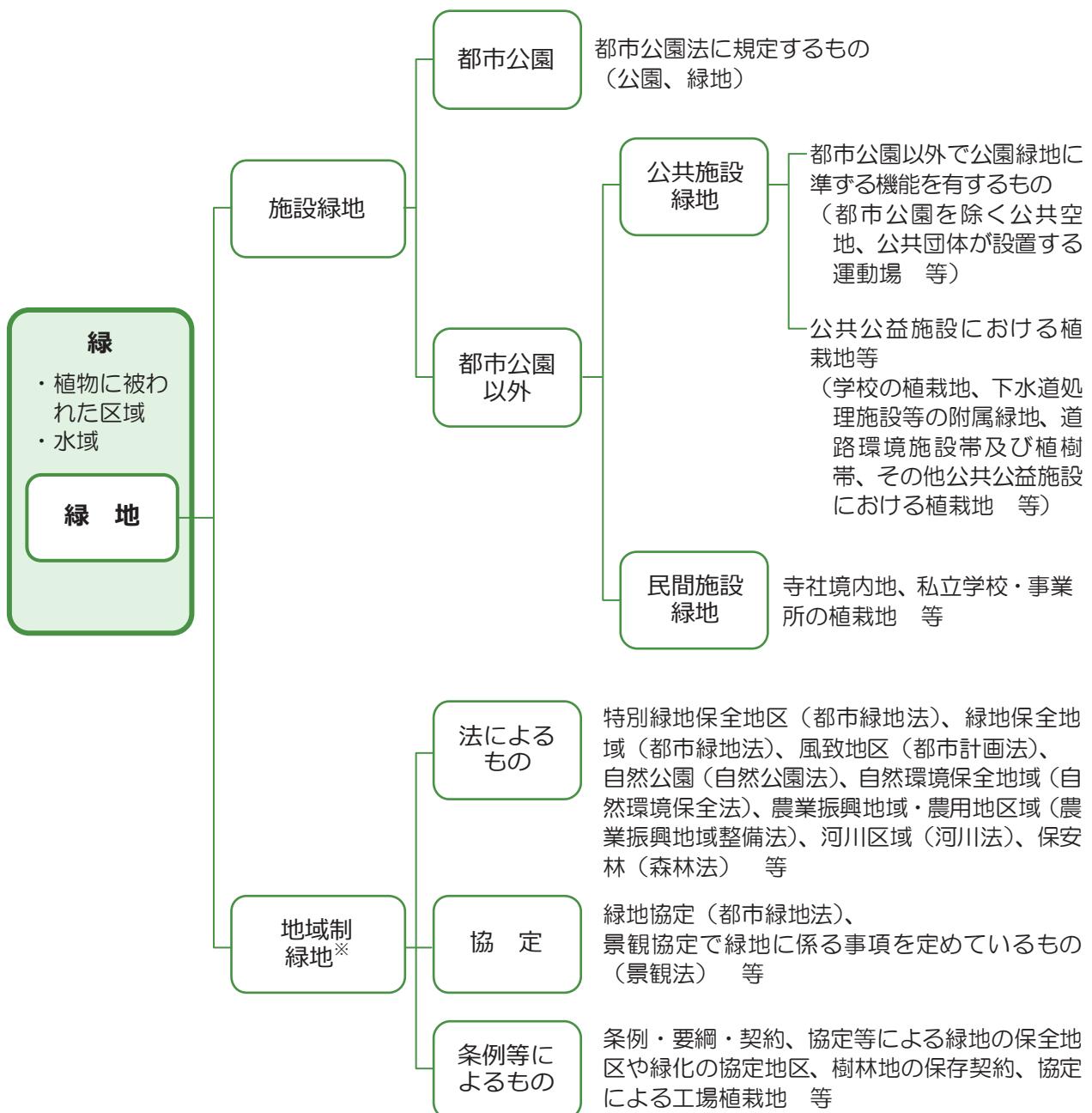
社会・経済状況が変化していく中、今後ますます重要になる緑の機能を効果的に活かす本市にふさわしい緑の方針を定めることにより、貴重な緑を次の世代に引き継ぐとともに、安全で安心して住み続けることのできる快適な都市環境の実現を目的として、富士市緑の基本計画を改定しました。

1-3 対象とする緑

この計画で、次のものを「緑」と表します。

- ・樹林地や草地、公共施設や住宅の庭先の植栽地などの植物に被われた区域
- ・河川、池沼、湧水地などの水域

「緑」のうち、この計画において施策の対象となる「緑地」は次のように分類されます。



※地域制緑地…一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のこと。

図 1.1 対象とする緑

1-4 緑の機能

本市には、富士山麓の広大な樹林地、郊外の水田や畠、市街地にある公園や街路樹、公共施設や住宅、事業所に植えられた樹木や草花、河川、湧水地など、多種多様な緑が存在しています。

これらの緑は、次の機能を果たすことで、環境にやさしく、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに貢献しています。

環境保全

大気の浄化、二酸化炭素の吸収、騒音・振動の緩和、水源のかん養、動植物等の生息・生育環境の保護、ストレスの少ない住環境の実現 等



レクリエーション

市民の交流の場、子どもの遊び場、運動・健康づくりの場、散策・休憩の場の提供、自然とのふれあい等



防災

地震・火災等の災害時における避難路・避難場所の確保、延焼の遅延や防止、洪水や土砂崩れ等の防止、被災後の救援活動・復旧活動の拠点 等



景観

雄大な富士山を望む自然的景観の形成、富士市のシンボルとなる都市景観の形成、里山をはじめとする緑豊かな風土景観の形成、都市化により視覚から受けるストレスの緩和 等



1-5 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

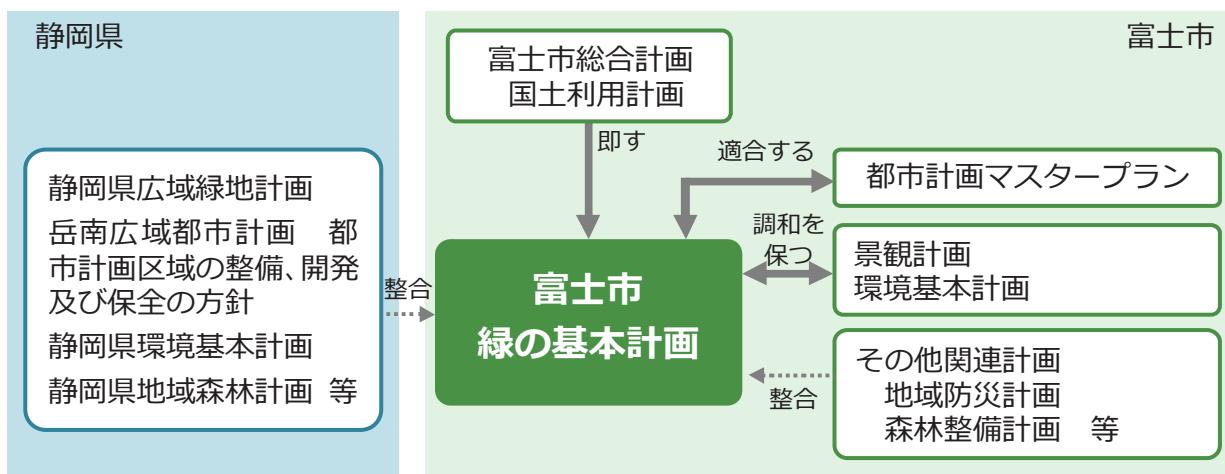


図1.2 計画の位置づけ

[参考] 緑の基本計画に定めるおおむねの内容（都市緑地法第4条第2項）

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 六 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

(2) 目標年次

計画の目標年度は、平成37年度（2025年度）とします。

※社会・経済状況の変化、市民の意向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図っていきます。

(3) 計画対象区域

計画の対象区域は、富士市（都市計画区域）とします。